

平成 27 年 4 月 30 日 開会
平成 27 年 4 月 30 日 閉会
(臨時第 4 回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 88 号

平成 27 年第 4 回大山町議会臨時会を次のとおり招集する
平成 27 年 4 月 27 日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成 27 年 4 月 30 日（木） 午後 2 時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件
 - 1) 議案第 61 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町税条例及び大山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
 - 2) 議案第 62 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - 3) 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について
 - 4) 土地等賃貸借契約の締結について（大山町役場旧分庁舎）
 - 5) 付議事件第 2 号 常任委員会委員の選任について
 - 6) 付議事件第 3 号 議会運営委員会委員の選任について
 - 7) 付議事件第 4 号 特別委員会の設置について
 - 8) 付議事件第 5 号 特別委員会委員の選任について
 - 9) 付議事件第 6 号 議員派遣について
 - 10) 付議事件第 7 号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○開会日に応招した議員

加 藤 紀 之	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	圓 岡 伸 夫
遠 藤 幸 子	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美 智 恵
岩 井 美 保 子	岡 田 聰
西 山 富 三 郎	野 口 俊 明

○応招しなかった議員

なし

第 4 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 27 年 4 月 30 日（木曜日）

議 事 日 程

平成 27 年 4 月 30 日 午後 2 時 開会

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 61 号 専決処分の承認について（大山町税条例及び大山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

日程第 4 議案第 62 号 専決処分の承認について（大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 議案第 63 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 64 号 土地等賃貸借契約の締結について（大山町役場旧分庁舎）

日程第 7 発議案第 5 号 議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 8 発議案第 6 号 健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員会の設置について

日程第 9 健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について

日程第 10 議員派遣について

日程第 11 常任委員会委員の選任について

日程第 12 常任委員長・副委員長の互選結果の報告について

日程第 13 議会運営委員会委員の選任について

日程第 14 議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について

本日の会議に付した事件

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 61 号 専決処分の承認について（大山町税条例及び大山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

- 日程第 4 議案第 62 号 専決処分の承認について（大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 議案第 63 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 64 号 土地等賃貸借契約の締結について（大山町役場旧分庁舎）
- 日程第 7 発議案第 5 号 議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 発議案第 6 号 健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員会の設置について
- 日程第 9 健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 10 議員派遣について
- 日程第 11 常任委員会委員の選任について
- 日程第 12 常任委員長・副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 13 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 14 議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について

追 加 日 程

- 追加日程第 1 委員会の閉会中の継続調査について（健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員会）

出席議員（16名）

1 番 加 藤 紀 之	2 番 大 原 広 巳
3 番 大 杖 正 彦	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 圓 岡 伸 夫	6 番 米 本 隆 記
7 番 大 森 正 治	8 番 杉 谷 洋 一
9 番 野 口 昌 作	10 番 近 藤 大 介
11 番 西 尾 寿 博	12 番 吉 原 美 智 恵
13 番 岩 井 美 保 子	14 番 岡 田 聡
15 番 西 山 富 三 郎	16 番 野 口 俊 明

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 手 島 千 津 夫 書記 …………… 提 嶋 護 大

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………森 田 増 範 副町長 ……………小 西 正 記
総務課長 ……………酒 嶋 宏 企画情報課長 ……………戸 野 隆 弘
税務課長 ……………岡 田 栄 福祉介護課長 ……………松 田 博 明

午後 2 時開会

○局長（手島 千津夫君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長（野口 俊明君） ただいまの出席議員は、16 人です。

定足数に達していますので、平成 27 年第 4 回大山町議会臨時会を開会します。
開会の前に皆さんにご報告しておきます。5 月 10 日から 10 月 31 日まで我々議会はクールビズといたします。なおその際に、式典等の場合は適宜そのような服装をお願いいたします。それ以外はこの議場におきましても議会活動におきましてもクールビズといたしますので 5 月 10 日から 10 月 31 日までということによりよくご承知お願いいたします。執行部の皆さんもそのように議場の配慮をお願いいたします。

そういたしますとこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（野口 俊明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、11 番 西尾寿博 君、12 番 吉原美智恵 君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（野口 俊明君） 日程第 2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3 議案第 61 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 3、議案第 61 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町税条例及び大山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題に

します。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 61 号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分をいたしました大山町税条例及び大山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成 27 年 3 月 31 日に公布、施行されることに伴い、早急に大山町税条例等の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により平成 27 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるとでございます。

改正の主な内容といたしましては、たばこ税の改正、ふるさと納税制度の拡充、平成 26 年改正の軽自動車税の引き上げ延期など法律改正等に併せて所要の改正を行うものでございます。

なお、附則におきまして、施行年度及び経過措置を規定をいたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 51 条の 2 を例にとってお聞きしたいと思います。改正前は納期限前 7 日までにというものが、納期限までにというふうに改められるというものですけれども、これまでも納期限前 7 日というのはそれなりに理由があつてこうなったものだと思いますけれども、実務として納期限までに持って来られて差支えがないのかどうかお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当よりお答えをさせていただきます。

○税務課長（岡田 栄君） 議長、税務課長。

○議長（野口 俊明君） 岡田税務課長。

○税務課長（岡田 栄君） 事務のほうには差支えございません。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） たとえば、ある月の 30 日が、納期限だとしたときに、3 時ぐらいに持って来られてですね、この減免をお願いしますと言われても実際可能かど

うかというのがちょっと分からないんですけども、そのあたりもう一度お聞きしたい
と思います。

○税務課長（岡田 栄君） 議長、税務課長。

○議長（野口 俊明君） 岡田税務課長。

○税務課長（岡田 栄君） 可能でございます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。お諮りします。本件は、承認することに賛成の方
は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第61号は承認することに決定
しました。

日程第4 議案第62号

○議長（野口 俊明君） 日程第4、議案第62号 専決処分の承認を求めることについて
（大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第62号 専決処分の承認を求めることにつきまして、専
決処分をいたしました大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、
提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令
等が平成27年3月31日に公布、施行されることに伴い、早急に大山町国民健康保険税
条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平
成27年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報
告し承認を求めるものであります。

改正の主な内容といたしましては、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金
等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額をそれぞれ引き上げるとともに、国民
健康保険税の軽減措置について、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得
の算定において被保険者の数に乗すべき金額を引き上げるもの等であります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。お諮りします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願ひます。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第62号は承認することに決定しました。

日程第5 議案第63号

○議長（野口 俊明君） 日程第5、議案第63号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第63号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

改正の内容といたしましては「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」及び「介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令の公布により、平成27年4月から公費を投入して低所得者の第1号保険料軽減強化をおこなうこととされたことを踏まえ、第1号被保険者のうち所得段階が第1段階に該当する者について、基準額に乗じる割合を、0.5から0.45に0.05減ずることとし、関係条文の整備を行うものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この保険料率3万4,600円とすることですけれども、大山町ではどのくらいの人数が対象になるのかお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 担当よりお答えをさせていただきます。
- 福祉介護課長（松田 博明君） 議長、福祉介護課長。
- 議長（野口 俊明君） 松田福祉介護課長。
- 福祉介護課長（松田 博明君） お答えいたします。対象の人数はということでございますが、介護保険計画を策定した段階での数値ということでご了解いただきたいと思っております。ありました第一段階に該当する方は845名です。
- 議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。
- 議員（1番 加藤 紀之君） 議長、1番。
- 議長（野口 俊明君） 1番 加藤 紀之君。
- 議員（1番 加藤 紀之君） この条例の摘要がですね4月1日に遡って摘要されるとなっておりますけど、提出のずれってというのは、奨励の交付が原因でしょうか。
- 福祉介護課長（松田 博明君） 議長、福祉介護課長。
- 議長（野口 俊明君） 松田福祉介護課長。
- 福祉介護課長（松田 博明君） 議員ご指摘のとおりであります。特納交付が4月10日に交付だと思うので、若干時期がずれたもので4月1日ということでさせていただきます。
- 議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。
〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕
- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕
- 議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第63号を採決します。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔 賛成者起立 〕
- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。
したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 64 号

- 議長（野口 俊明君） 日程第 6、議案第 64 号 土地等賃貸借契約の締結について（大山町役場旧分庁舎）を議題にします。
提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。
- 町長（森田 増範君） 議案第 64 号 土地等賃貸借契約の締結について大山町役場旧分庁舎であります。これの締結につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、平成 27 年 2 月 23 日に進出協定を締結いたしました株式会社カーブスジャパンに旧分庁舎の建物、延床面積 238.04 平方メートル、土地、敷地面積 1,052.84 平方メートルを貸付けるものであります。

株式会社カーブスジャパンは、女性向けフィットネス企業であり、平成 27 年 2 月 23 日に進出協定を結び本町と連携して、医療費削減、運動意識の向上を目指して進出されるものでございます。賃貸する土地等は、カーブス店舗の直営店「カーブス大山町健康センター」として使用されます。

なお、医療費削減、運動意識向上の効果検証につきましては、鳥取大学との共同研究により進められる予定であります。

貸付期間は、議会承認の日の翌日から平成 32 年 8 月 30 日まで、賃料は月額 18 万円ですが、オープンした月から 5 年間は施設の改築等に要した費用を考慮し、減免することといたしておるところであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番。

○議長（野口 俊明君） 11 番 西尾 寿博君。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 確認ですけれども、5 年間でだいたい事業費が相殺されるという、まあ 18 万でね、こなんでしょう、そういうような説明を受けましたけれども、5 年以内に撤退した場合にはどうだったですかいね。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当よりお答えをさせていただきます。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） カーブスジャパンがもし 5 年以内に撤退した場合に、そこに掛けた工事費分については、そのままカーブスの負担でございますので、町のほうの負担になるということはないです。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 64 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議案第5号

○議長（野口 俊明君） 日程第7、発議案第5号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。発議者 議会運営委員長 吉原美智恵君。

○議会運営委員長（吉原 美智恵君） それでは発議案第5号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを提案理由のご説明をいたします。

本案は執行部の機構改革により、人権施策を教育委員会で行うことになったこと、また生活環境、国保、健康医療、介護、福祉、教育など、所管する内容が多岐にわたってきたことなどに対応するため、教育民生常任委員会の定数を6人とし、合わせて総務常任委員会の定数を5人とするものであります。以上で発議案第5号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから発議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議案第5号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 発議案第6号

○議長（野口 俊明君） 日程第8、発議案第6号 健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員会の設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。発議者 議会運営委員長 吉原美智恵君。

○議会運営委員長（吉原 美智恵君） 発議案第6号 健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員会の設置について提案のご説明をいたします。

本案は、行政のもっとも重要な責務である住民の生命、健康を守るため、財政状況を考慮しながら今後どのような取り組みを行っていくべきか調査研究し、政策提言を目指

すため、特別委員会を設置するものであります。

特別委員会の名称は、健康医療介護と財政に関する調査特別委員会、目的は健康医療、介護と財政に関する調査研究を行うため、委員の定数は 16 人、調査期間は調査完了まで閉会中も継続し、調査研究を行うものであります。以上で発議案第 6 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、発議案第 6 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、発議案第 6 号を採決します。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議員派遣について

○議長（野口 俊明君） 日程第 9 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布してありますとおり、5 月 26 日～27 日に東京都で行われます、平成 27 年度全国町村議会議長・副議長研修会に岡田 聡議員を派遣するものです。

お諮りします、議員派遣することにご異議ありませんか。

〔 異議なしと呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって議員派遣することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） 議員のみなさんにお知らせいたします。

以下の日程は議会関係の案件であるため、執行部のみなさんはここで退場されますので、しばらくお待ちください。ここで暫時休憩します。

午後 2 時 23 分休憩

午後 2 時 26 分再開

日程第 10 常任委員会委員の選任について

○議長（野口 俊明君） 再開します。

日程第 10、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

総務常任委員に、加藤紀之君、野口昌作君、近藤大介君、吉原美智恵 君、野口俊明、以上 5 人を。

教育民生常任委員に大原広巳君、米本隆記 君、大森正治君、岩井美保子 君、岡田聰君、西山富三郎 君、以上 6 人を。

経済建設常任委員に大杖正彦君、圓岡伸夫君、遠藤幸子君、杉谷洋一君、西尾寿博君、以上 5 人を。

広報常任委員に加藤紀之君、大原広巳君、大杖正彦君、圓岡伸夫君、米本隆記君、近藤大介君、以上 6 人をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[異議なしと呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、ただいま指名したとおりそれぞれ選任することに決定しました。

これから休憩を取りますので、それぞれ委員会を開いて、委員長・副委員長を互選してください。しばらく休憩します。

午後 3 時休憩

午後 3 時 10 分再開

日程第 11 常任委員長・副委員長の互選結果の報告について

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

日程第 11、常任委員長・副委員長の互選結果の報告をします。

休憩中に開催されましたそれぞれの委員会において、委員長・副委員長の互選が行われました。

その結果、総務常任委員長に吉原美智恵君、副委員長に加藤紀之君、教育民生常任委員長に岩井美保子君、副委員長に大原広巳君、経済建設常任委員長に遠藤幸子君、副委員長に大杖正彦君、広報常任委員長に米本隆記君、副委員長に圓岡伸夫君がそれぞれ選任されました。以上で結果報告を終わります。

日程第 12 議会運営委員会委員の選任について

○議長（野口 俊明君） 日程第 12、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長が会

議にはかって指名することになっていますが、これから休憩を取りますので、協議していただき、それによって指名したいと思います。

しばらく休憩します。

午後 3 時 11 分休憩

午後 3 時 49 分再開

○議長（野口 俊明君） 再開します。

議会運営委員の指名をします。お諮りします。議会運営委員に吉原美智恵君、岩井美保子君、遠藤幸子君、米本隆記君、野口昌作君、以上 5 人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[異議なしと呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。これから休憩を取りますので、議会運営委員会を開催して、委員長・副委員長を互選してください。しばらく休憩します。

午後 3 時 50 分休憩

午後 3 時 54 分再開

日程第 13 議会運営委員長・副委員長の互選結果の報告について

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

日程第 13、議会運営委員長・副委員長の互選結果の報告をします。

休憩中に開催されました議会運営委員会において、委員長・副委員長の互選が行われました。

その結果議会運営委員長に、野口昌作君、副委員長に米本隆記君が選任されました。以上で結果報告を終わります。

さきほど設置された委員 16 人によります健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、特別委員会を開いてください。

ここでしばらく休憩します。委員の皆さんは、ただちに図書室のほうへご移動願います。

午後 3 時 55 分休憩

午後 3 時 56 分再開

日程第 14 健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について

○議長（野口 俊明君） 再開します。

日程第 14、健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果について報告をします。

休憩中に開催されました健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員会において、委員長・副委員長の互選が行われました。その結果、委員長に西尾寿博君、副委員長に近藤大介君が、それぞれ互選されましたので、ご報告いたします。

○議長（野口 俊明君） ここで、暫時休憩いたします。

午後 3 時 58 分休憩

午後 3 時 59 分再開

○議長（野口 俊明君） 再開します。ここで議員の皆さんにお知らせをします。

さきほど設置された健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のありました閉会中の継続調査について、これを日程に追加し、追加日程第 1 として、議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員長からありました閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることに決定しました。

○議長（野口 俊明君） ここで追加議事日程表配付のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時 09 分休憩

午後 4 時再開

追加日程第 1 閉会中の継続調査について

（健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員会）

○議長（野口 俊明君） 再開します。

追加日程第 1、健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しまし

た。

閉会宣告

○議長（野口 俊明君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。
会議を閉じます。

平成 27 年第 4 回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（手島 千津夫君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午後 4 時 1 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 西尾 寿博

署名議員 吉原 美智恵